



4 補装具費の給付

補装具とは、身体の失われた部分や思うように動かすことができないような障がいのある部分を補って、日常生活や職業生活をしやすくするために必要な用具のことです（治療用のものは「治療用装具の療養費支給基準」という制度があります。また、介護保険認定者の方は、介護保険で貸与される補装具について、この制度からの給付を受けることはできません）。

身体障害者手帳に記載されている障がいの内容に応じて補装具の購入・借受け及び修理の費用が給付されます（18歳未満の児童も対象となります）。

補装具及び対象者については、9ページをご覧ください。

利用者負担額

原則、補装具の購入価格（価格上限額内）の1割。

※月額負担上限額は世帯の所得に応じ、下記のとおり設定しています。

<月額負担上限額>

所得区分		月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

<世帯について>

- 1 対象者が障がい者（18歳以上）…障がいのある方とその配偶者
- 2 対象者が障がい児（18歳未満）…住民基本台帳上の全世帯員

※障がい者又はその配偶者のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合には、補装具費の支給対象外となります。

※18歳未満の利用者に係る上記制限はありません。

手続きに必要なもの（役場福祉課保健福祉室関係分）※購入する前に申請してください。

- ① 補装具費（購入・修理）支給申請書（用紙は役場福祉課保健福祉室にあります）
- ② 医師の補装具費支給意見書（用紙は役場福祉課保健福祉室にあります）
- ③ 補装具取扱業者の見積書
- ④ 身体障害者手帳
- ⑤ 印鑑

※補装具の種類によって、必要書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。

●補装具の交付・修理の窓口は2ヶ所ありますので、ご注意ください。

[Ⅰ]	役場福祉課保健福祉室福祉担当	=	身体障害者手帳を所持する方
[Ⅱ]	帯広労働基準監督署	=	労災の障害（補償）給付を受けた方、又は 受けられる方

※労働基準監督署関係分は、各々お問い合わせください。

手続き・問い合わせ先

役場保健福祉室福祉担当 0 1 5 6 - 2 5 - 2 2 1 6（直通）

帯広労働基準監督署 0 1 5 5 - 9 7 - 1 2 4 5